

新潟県立新潟東高等学校いじめ等防止基本方針

令和2年12月25日に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」が公布され、「いじめ及びいじめ類似行為」について以下の囲みのおり定義されたこと等を踏まえるとともに、令和3年7月30日に「新潟県いじめ防止基本方針」が改訂されたことに伴い、本基本方針を改訂します。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

(注) 蓋然性=ある程度確かな見込があること。

※以下、「いじめ及びいじめ類似行為」を「いじめ等」と表記し、追加・訂正箇所については斜字及び下線で示します。令和4年3月1日付一部改訂部分は太字で示します。

本校では、全ての教職員が、「いじめ等ほどのこどもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、生徒の尊厳を守りながら、いじめ等のない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ等の防止対策のための組織として、「いじめ等対策委員会」を組織し、保護者、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめ等の起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動をとおして未然防止対策を行うとともに、いじめ等が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、支援を求めます。

本基本方針には、「新潟県立新潟東高等学校いじめ等防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ等の未然防止・早期発見及びいじめ等の認知時の**組織的な対応の中核となる組織として複数の教職員に加え、必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等**による構成される「いじめ等対策委員会」を組織し、様々な教育活動をとおして未然防止対策を行うとともに、いじめ等が疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめ等を始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめ等の未然防止に向けて

- ①発達支持的生徒指導 生徒への声かけ、授業や行事等を通じて自己理解力、コミュニケーション力、共感性などの資質・能力を育成

体育祭、文化祭、球技大会、修学旅行などの学校行事の前後などには、狙いとしている人間性の育成および振り返りを行う。

②課題予防的生徒指導（未然防止） 特定の課題を意識しすべての生徒に対する生徒指導上の諸課題の発生を未然防止

SNS 講話、SOS の出し方講話で行動の変容を、また、全校集会・学年集会では道徳心の醸成を狙いとした全体指導を定期的に行う。

③課題予防的生徒指導（課題早期発見対応） 特定の課題を意識し予兆が見られる等の一部の生徒の諸課題の発生を未損防止

学級担任や授業担当者からの情報を管理職に素早くあげて、特別支援委員会、SC を中心に対応策を協議、全職員に周知する。

④困難課題対応的生徒指導 深刻な課題を抱える特定の生徒に対して組織的に対応関係機関とも連携しつつ指導・援助

特別支援コーディネーターが中心となり、深刻な課題を抱える生徒に対して個別の支援計画を作成し、全教職員に共有する。

3 いじめ等の早期発見に向けて

- いじめ等は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにします。
- いじめ等の疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日ごろから生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめ等を相談しやすい体制を整えます。
- 日ごろから保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。

4 いじめ等の早期解決に向けて

- いじめ等を受けている生徒を徹底的に守り通します。
- いじめ等を受けている生徒やその保護者の立場に立って対応します。
- いじめ等の疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめ等を行っている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度と*いじめ等を行うことのないよう*、学校組織としてしっかりと指導します。
- 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめ等の解決に向け取り組めるようにします。
- いじめ等を見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめ等は絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- いじめ等を認知した生徒が安心して伝えられる学校（環境）づくりに取り組み、伝えた生徒への見守りを行います。
- 解決した後も、いじめ等を受けた生徒、いじめ等を行った生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。